

入札公告（医療・介護用品購入）

社会福祉法人函館厚生院が経営する施設について、次のとおり一般競争入札に付します。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 医療・介護用品一括購入事業
(百楽園・サテライト百楽園・デイサービスセンター百楽園・ケンユのかわ・ももハウス)
- (2) 購入施設 ① 函館市高丘町3番1号 介護老人福祉施設百楽園
② 函館市高丘町3番1号 地域密着型介護老人福祉施設サテライト百楽園
③ 函館市高丘町3番1号 デイサービスセンター百楽園
④ 函館市湯川町3丁目29番15号 介護老人保健施設ケンユのかわ
⑤ 函館市赤川町390番地の2 介護老人福祉施設ももハウス
- (3) 事業概要 医療・介護用品購入
備品の詳細等は入札説明書による。
- (4) 納入期間 落札者との協議とし、詳細については入札説明書による。

2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 購入予定備品全ての納品が可能な者で、且つ函館市の「平成29・30年度物品供給等入札参加資格者」名簿の「医療器具・薬品」格付業者のうち、過去5年間の間に当院（病院、施設）との取引実績があり、且つ「市内」に格付されている者、または、函館市の「平成29・30年度物品供給等入札参加資格者」名簿の「医療器具・薬品」格付業者のうち、過去5年間の間に当院（病院、施設）との取引実績があり、且つ「市内支店」に格付されている者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であって、手続き開始の決定後、上記(2)の競争参加資格について再審査を受けた者は除く。）でないこと。
- (4) 本件競争入札に参加しようとする者（なお、その者が法人であるときは、競争に参加しようとする支社・支店等）は、官庁（国の全ての機関）や公共機関から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者であること。
- (5) 当院の契約担当者と締結した契約に違反し、又は実施した入札の落札者となりながら正当な理由なく契約を拒み、若しくは入札に際して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 下記3の入札参加申出書および入札選定商品仕様チェック一覧を指定期日までに提出できる者であること。

3. 入札参加申出書等の交付場所及び期間、提出期限

- (1) 交付場所 〒040-0011 函館市本町34番8-1号 社会福祉法人函館厚生院 本部事務局 人事企画係
電話0138-51-9588 FAX0138-55-9693
- (2) 交付期間 本件公告の日の16時00分から、平成29年6月20日（火）11時30分迄。公告開始日と公告終了日を除き、毎日9時00分から17時30分まで交付する。
- (3) 提出期限 平成29年6月20日（火）15時00分迄
公告開始日と公告終了日を除き、毎日9時00分から17時30分まで受付する。
- (4) 審査 入札参加申出書受理ののち、上記2の「競争に参加する者に必要な資格等に関する事項」と照合し、入札参加資格等の審査を行い、当該応札可否について、平成29年6月22日（木）17時00分迄にFAXにより通知する。

4. 入札説明会の場所及び日時

「一般競争入札参加申出書」の交付とともにに入札要領説明書（入札選定商品仕様チェック一覧作成要領等を含む）の配布により開催しない。

次頁へ

5. 入札方法及び落札者の決定方法

- (1) 下記6の入札執行日に出席のうえ、「紙」による入札書を提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100分の8に相当する額を加算した金額（消費税を含む額）を入札書に記載すること。
- (3) 入札金額については、前頁1の(4)に定める期間に行う前頁1の(1)の件名の履行に要する一切の金額を含めた額とすること。
- (4) 落札者の決定については、予定価格を下回り最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、申込みの価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。
- (5) 入札回数は1回とする。但し、いずれの者の入札価格も入札予定価格に達しないときは、再入札を行う。なお、再入札の回数は1回とする。再入札を行つても落札者がいない場合は、入札を終了し、最低入札金額者との話し合いとする。

6. 入札執行日時及び場所、開札

- (1) 場 所 T040-0011 函館市本町34番8-1号 社会福祉法人函館厚生院 本部事務局 大会議室
- (2) 日 時 平成29年6月29日(木) 13時30分
- (3) 開 札 全参加者からの入札書提出後をもって、立会のもとその場で開札を行う。

7. 入札保証金及び契約保証金

免除

8. 入札の無効

前頁2に定める競争参加資格のない者の入札及び入札心得書、入札説明書等により示した入札に関する条件に違反した場合は無効とする。

9. 言語及び通貨

入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

10. 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

11. その他

詳細は配布する入札心得書、入札説明書等による。

以上公告とする。

平成29年6月12日

函館市本町34番8-1号

社会福祉法人函館厚生院

理事長 高田竹人